

# 岡山市婦人バレーボール協議会登録規程

令和3年度

岡山市婦人バレーボール協議会

岡山市婦人バレーボール協議会に所属するチームのチーム構成および登録については、次の定めるところによるものとする。

1. 平成29年度まで実施された岡山市教育委員会の定める「通学区域制度弾力化」により、プレーヤーの児童が居住する小学校区以外の小学校に通学している場合
  - (1) プレーヤーは児童の通学することとなった小学校区のチームに登録することができる。
  - (2) 登録できる期間は、プレーヤーの児童が「通学区域制度弾力化」により、居住する小学校区以外の小学校に通学している期間とし、卒業または転校等の理由により、児童が在籍しなくなった場合は、その時点をもって登録を抹消する。
  - (3) 年度途中での他学区への転居、転校の場合は、既登録チームより抹消届を提出し、当協議会が確認し、転校先の小学校区のチームより追加登録の提出があれば、年度内であってもチーム間の移動はできることとする。
  - (4) 居住する小学校区以外のチームに登録する場合は、登録するチームの登録用紙に、下記の「通学区域制度弾力化による登録者名簿」を添付すること。
2. プレーヤーが居住する小学校区に登録チームがない場合
  - (1) プレーヤーが登録を希望するが、居住小学校区に登録されたチームが存在しない場合は、居住する小学校の属する中学校区内のどのチームにでも、登録することができる。
  - (2) 中学校区に登録を希望するプレーヤーは、登録を希望するチームの加入承諾があり、当協議会の許可を受けたプレーヤーのみ、中学校区内の希望するチームに登録することが認められる。
  - (3) 中学校区のチームに登録を希望するプレーヤーは、2. (1)に掲げる居住小学校区のチームが登録された時点で、登録している中学校区のチームから登録を抹消される。
  - (4) 中学校区に登録を希望するプレーヤーは、居住する小学校区で、登録チームを作れるよう働きかけ、努力をすること。
3. その他この規定に該当しない事項については、役員会にて検討し決定する。
4. 施行期日は平成17年4月1日とする。

平成31年4月1日改正

## 令和3年度 特例による登録者名簿

チーム名		小学校区名	
代表者	氏名	( ) -	
	住所〒	岡山市	
規定-(1)に該当（「通学区域制度弾力化」による登録 毎年名簿を提出）			
氏名	住所	通学小学校	学年 (3年度)
			年
		小学校	年
規定-(2)に該当（居住区に登録チームが存在しない場合 毎年名簿を提出）			
氏名	住所	中学校区	住民票のある 小学校区